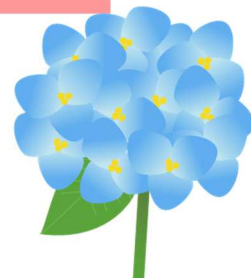


ハイライト：  
・インボイス(適格請求書)制度について取り上げます。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次：

ご挨拶	1
消費税の 改正について	1
<インボイス発行事業者の登録に関する経過措置適用期間の延長>	
<インボイスQ&Aの追加・改正>	2

新型コロナウイルスの新規感染者数も落ち着きはじめ、日常生活が戻りつつあります。これから暑さが厳しくなる季節、マスクを外して生活できる状況が早く到来することを願っています。体調管理に気をつけてお過ごしください。

第90号では、消費税のインボイス制度関連について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 消費税の改正について

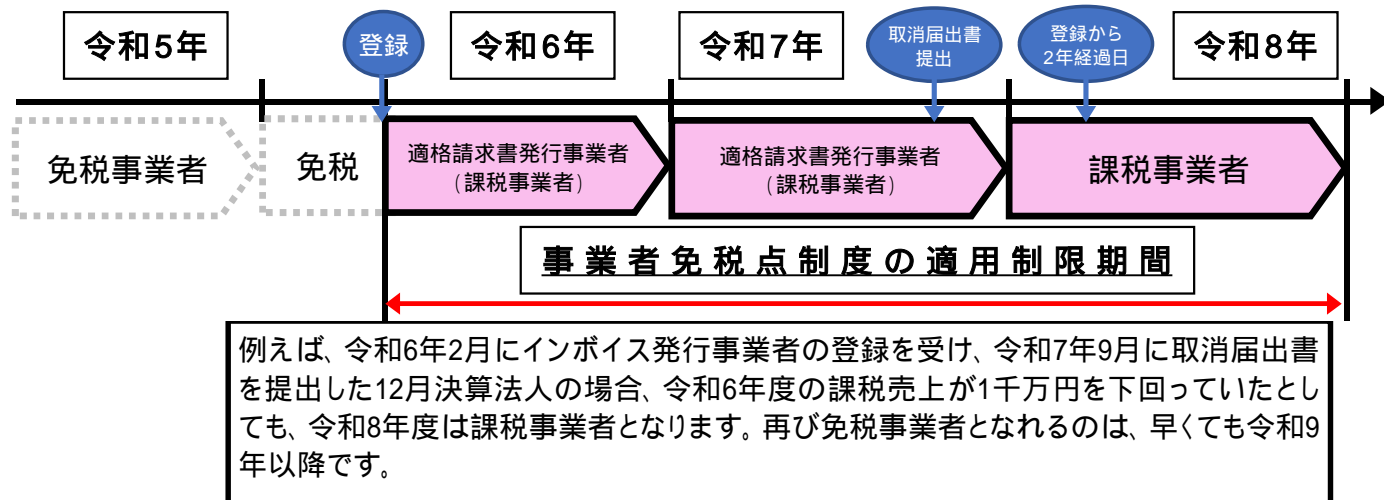
令和4年度税制改正の中から消費税に関係する内容及び最近改正されたインボイスQ & Aについて取り上げます。

### インボイス発行事業者の登録に関する経過措置適用期間の延長(^\_^)

免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることのできる経過措置が設けられていますが、当該経過措置の適用期間が延長され、令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることのできるものとされました。 <出典：消費税法改正のお知らせ>



なお、上記経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除く。)



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## インボイスQ & Aの追加・改正

国税庁HPで公表されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」ですが、令和4年4月に改訂と追加が行われました。その中からいくつかご紹介します。

Q 家賃を口座振込(振替)で支払っている場合、毎月請求書や領収書を受け取っていませんが、どのように対応すればよいですか

A 適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書 + 通帳(振込金受取書)を保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことが可能です。なお、令和5年9月30日以前からの契約で、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途記載が不足している事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

Q 請求書の端数を値引く場合の請求書の記載はどうすればよいですか。

請求書			
No	日付	品名	金額
1	10/1	オレンジジュース※	100円
2	10/1	キッチンペーパー	1,000円
3	10/1	リンゴジュース※	300円
⋮	⋮	⋮	⋮
10%対象	税抜 5,200円	消費税額	520円
8%対象	税抜 5,100円	消費税額	408円
合計			11,228円
値引き	No.2	10%対象	▲228円
御請求額			11,000円

※印は軽減税率対象商品  
 △△商事株式会社  
 登録番号 T 1234567890123

本件出精値引きの場合には、「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」について、個別の取引内容を記載する必要はありません。

また、税率が単一の場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る適用税率」を記載する必要はありません。

A 左記のように売上げに係る対価の返還として処理するケースや、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理するケースがあります。

直接減額の場合で複数税率の際は、税抜価額の比で値引き分を按分する方法及びいずれか一方の税率のみから値引きを行ったとして処理しても構いません。

**税理士法人 舞**  
**中村公認会計士事務所**  
 (東京事務所)  
 港区南青山 2-2-15-1025  
 電話 03-3746-1750  
 (埼玉事務所)  
 さいたま市浦和区岸町7-1-4  
 細田屋ビル  
 電話 048-816-6180  
 Fax 048-834-1594  
[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)  
[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)

標準税率 10%対象 (又は軽減税率 8%対象) のものからのみ値引きを行ったとしても、値引額又は値引き後の対価の額が明らかとなっていれば、合理的に区分されているものに該当します。

出精値引き		▲228円
値引き後総計		11,000円
10%対象	税抜 4,993円	消費税額 499円
8%対象	税抜 5,100円	消費税額 408円

《10%対象》  
 $(5,200円 + 520円) - 228円 = 5,492円$   
 $5,492円 \times 10/110 = 499円$   
 $5,492円 - 499円 = 4,993円$

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。